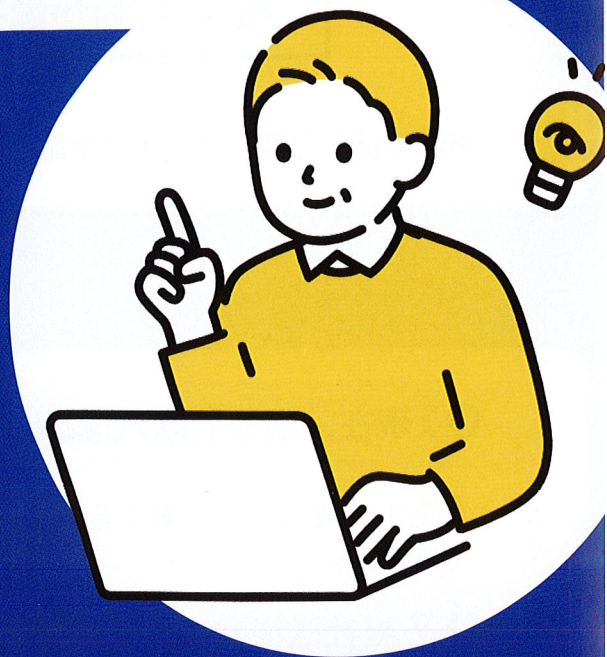


『70歳以上まで働ける企業』は 福岡県の

入札参加資格審査で

加点

が受けられます



次のいずれかの制度導入を就業規則により確認できる場合に対象となります。

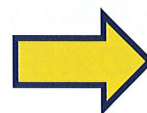
- ① 70歳以上までの定年引上げ
- ② 70歳以降も働ける継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。）
- ③ 定年の定め廃止（就業規則制定当初から定年の定めがない場合を含む。）

オンラインでの申請も可能です！

詳しい申請方法、必要書類は裏面又はHPをご確認ください。

※地域貢献活動評価制度とは、入札参加資格審査において、福岡県の重要な施策への取り組みを評価項目とし、条件を満たした項目に対して加点するものです。この評価項目の一つに「70歳以上まで働ける企業」があります。

HP 二次元コード



【問合せ先】

福岡県生涯現役チャレンジセンター 福岡オフィス（公益社団法人福岡県雇用対策協会）

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル5階

TEL: 092-432-2512 FAX: 092-432-2513 e-mail: shinsei@geneki-f.net

受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（祝日、年末年始を除く）

申請方法・必要書類

オンラインからの申請の場合

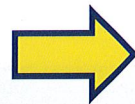
申請方法： **ふくおか電子申請サービス** から申請

必要書類：最新の就業規則の定年規定が記載されている箇所の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）

※継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合は、当該基準の内容が分かる労使協定書等の写しも添付



ふくおか電子申請サービス



※書面申請も可能です。書面申請の場合の詳しい申請方法・必要書類はHPをご確認ください。

Q&A

Q1 現在、当社では70歳以上の従業員はいないので、申請はできないのか？

A1 「70歳以上まで働ける制度」を導入していれば、現時点で対象者がいなくても申請できます。

Q2 当社は従業員が5名なので、就業規則を届け出る義務がない。 どのように申請したらよいのか？

A1 従業員10人未満の事業所は、就業規則の届出義務はありませんが、「70歳以上まで働ける制度」を導入していることを確認する必要がありますので、管轄の労働基準監督署に就業規則を届け出ていただく必要があります。

Q3 70歳以上までの継続雇用制度は、条件付き継続雇用でもよいのか？

A1 基準に具体性及び客観性があれば可。（労使協定書の写しが必要）

Q4 条件（基準）付き継続雇用の場合、「継続年数〇年以上の者を対象とする」との条件（基準）を付すことはできるか？

A1 付すことはできません。

Q5 条件（基準）付き継続雇用の場合、「資格・免許の保持」を付すことができるか？

A1 付すことはできません。ただし、定年前から保持している免許で、業務遂行上不可欠な法定免許が失効した場合は、継続雇用の対象外とする条件を付すことはできます。

Q6 継続雇用制度は、1年契約の嘱託職員としてよいのか？

A1 雇用形態は問いません。

